～保険代理店に求められるRMの知識～　43

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてＡＲＩＣＥホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第43回 リスク対応⑪(5.5)

1. ガバナンス態勢の構築

ここでは、ガバナンスを統治のあらゆるプロセスを指すとして、活動する主体や関連するステークホルダによる区分けとしてコーポレートガバナンス、内部統制、コンプライアンスの3つの視点からアプローチしていますが、今回はコーポレートガバナンスの視点から取締役の義務と責任、それらのリスクへの対応ついて簡単に説明させて頂ければと思います。

2. コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスは、経営者が正しい経営、株主を重視した経営をしているかをチェックする仕組みであり、チェックが機能しない場合、経営者の公私混同や自己利益の追求といった暴走を防ぐことが出来ず、会社経営の悪化や株主代表訴訟に繋がる可能性があります。日本の中小企業は同族経営が多いため、経営者を監視する機能が不足していますが、今後は中小企業においても役員の責任を認識した正しい経営が求められるでしょう。経営者が負う一般的な義務としては以下の２つがあります。

【注意義務】役員等は、その職務を善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
【忠実義務】取締役と執行役は、法令・定款ならびに株主総会決議を遵守し、会社のために忠実にその職務を行わなければならない。

上記の義務に違反し、会社に損失がもたらされた場合、役員等は会社に生じた損失を賠償する責任（任務懈怠責任）を負い、株主代表訴訟を起こされる可能性もあります。
任務懈怠の具体的な判断は、以下の観点から判断されます。
１）業務執行と任務懈怠
①経営判断原則
取締役の行為の結果として会社に損害が生じた場合でも経営判断に事後的には移入しないという原則です。経営判断を行う上で、通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、事実認識に不注意な誤りが無かったか、行為の選択決定に不合理が無かったかという観点から当該行為が著しく不合理と評価されるか否かによって任務懈怠責任の有無が判断されます。
②法令違反行為
法令違反行為（会社に法令違反をさせるような業務執行）をすれば、取締役・執行役は任務を怠ったことになります。
２）監督・監査と任務懈怠
①監視義務
個々の取締役は注意義務の一内容として、他の取締役の職務の執行を監視する義務（監視義務）を負っており、この義務に違反すれば任務を怠ったことになります。
②内部統制構築義務
会社の業務は多くの従業員に委ねられるため、取締役・執行役は従業員の行為を含めて、会社の業務全体が適法に行われる体制（法令順守体制）として内部統制システムを構築する義務を負い、その義務に違反すると任務懈怠責任を負います。
３）利益衝突と任務懈怠
①利益相反行為・競業取引による責任
会社と取締役が取引をする際に会社が不利益を被る取引を利益相反取引、取締役が自己又は第三者のために、会社の事業と競合する事業を行う事で会社が不利益を被る取引を競業取引と言い、これらがあった場合は任務懈怠責任を問われます。
②報酬等の決定
会社法では取締役の報酬等（報酬その他の職務執行の対価）の決定を利益衝突の一場面と捉えており、取締役が会社から受け取る報酬等は、定款か株主総会の決議によって定めなければならないため注意が必要です。

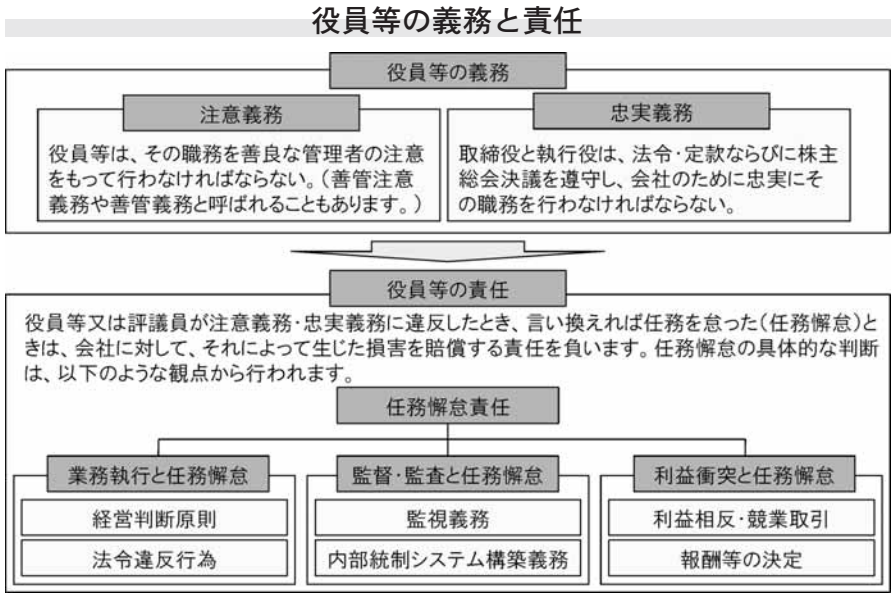

3. 具体的な対策について

保険代理店として企業と経営者を守っていくためには、上記のような取締役の責任を果たしていくための指導が必要となります。経営者にとっては自由な経営が損なわれるようなイメージがありますが、リスクを認識し、適切な手順を踏むことによってそれらのリスクを軽減し、健全な経営を支える事が求められます。

・取締役への教育・研修
取締役や監査役等に対して、教育・研修を通してその義務や責任をしっかりと認識して頂き、注意義務・忠実義務を守り、倫理観をもって会社のための意思決定を行うように指導する必要があります。
・会社の経営権の保持
会社経営に敵対的な姿勢を持つ人、利己的な価値観を持った人が株主にならないように、株式に譲渡制限を付けたり、事業承継においても会社の経営権を維持出来るような対策を講じることが必要です。
・責任の免除・軽減
前提となる要件はありますが、役員等の任務懈怠責任は総株主（議決権のない株主を含む）の同意があれば免除されますし、株主総会決議や取締役会の決議によって軽減される事があります。
また、社外取締役や会計参与などは定款に定める事によって責任限定契約を締結する事で責任軽減を図る事が可能です。
・会社役員賠償責任保険への加入
役員等が訴訟を提起された場合の訴訟費用や損害賠償責任を負った場合に備えて会社役員賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）への加入を検討すべきでしょう。

4. 保険代理店の役割

今後、保険代理店が企業や経営者を守っていくために、コーポレートガバナンスに関する知識は必要不可欠と考えられます。具体的には会社役員賠償責任保険とも非常に関連が深いですし、企業のリスクマネジメントを推進して行くには、取締役の義務と責任についてしっかり理解して頂く事が必要となるからです。中小企業は同族経営が多いため、取締役の責任について考える機会は少なかったと思いますが、中小企業において株主代表訴訟が多いという現実や事業承継において親族以外の後継者が増えている現状からも、これからは中小企業においても非常に重要なリスクとなるでしょう。今回は概要を理解頂くために、短い文章で簡潔に記載しているため、情報が正確性を欠いている可能性がありますので、具体的な情報提供をする場合にはしっかりと調べて頂くか、弁護士の先生に確認しながら行う事をお勧め致します。次回は役員等の責任を果たすための内部統制システムについて説明させて頂きます。

参考文献：ISO31000：2009リスクマネジメント　解説と適用ガイド　　日本規格協会

生命保険を用いた特定の者への財産移転-上-

他の相続人に知られたくない…

知ってトクする　－923－
税務情報

Ｑ　私には長男、長女、次女の３人の子供がいます。５年前に他界した夫からの相続で４億円の資産があります。私も病気がちで、年齢からすると相続のことを考えなければならないと考えています。金額面で子供たちに不満はないと思うのですが、このご時世ですから、きょうだいといえども少しでも財産を取得したいと考えるでしょう。ただ、そうなりますと気の弱い次女が遺産分割で自分の権利を主張できるか心配です。できれば私が元気なうちに次女への財産移転を確定しておきたいのです。何かいい手立てはありますでしょうか。

遺言が一般的だが不備があれば無効に

Ａ　各相続人の法定相続分は民法で定められていますが、実際には誰がどの財産をいくら取得するかについては遺産分割協議によって決定されることになります。そのため、気の弱い相続人はあまり口出しできず、主張の激しい相続人の意思に沿うような偏った結果となることもあるようです。遺産分割争いは資産家のものと思われがちですが、家庭裁判所に持ち込まれる相談は少額の相続財産の分割争いによるもののほうが多くなっているのが実状です。ご質問者もこうしたことを憂慮してか、気の弱い次女に自分が生きているうちに財産移転を確定する方法はないものか模索しています。

財産を特定の人に相続させる方法としては「遺言」が一般的です。遺言は死亡の時に法律効果を発生させる目的で一定の方式に従って行う相手のない単独行為で、どんな人の同意も必要ありませんし、代理も許されません。さらに、遺言は遺言者の死後にその効力が生ずるものであるので、遺言者の真意を確保し、偽造や変造を防止するために厳格な様式性が要請されています。そして、その性質上、遺言でなしうる行為は法定されている事項に限られています。

遺産の管理処分については、法律の規定に優先して遺言が適用され、遺産は遺言で指定されたとおりに分割されます（ただし、遺留分を侵害することはできない）。

遺言できる10項目を示すと次のようになります。

①認知
②財産の処分（遺贈、寄付行為、信託の設定）
③後見人、後見監督人の指定
④相続人の廃除およびその取消し
⑤相続分の指定または指定の委託
⑥特別受益者の持戻しおよび遺産分割の禁止
⑦遺産分割方法の指定または指定の委託
⑧相続人相互の担保責任の指定
⑨遺言執行者の指定または指定の委託
⑩遺留分減殺方法の指定

遺言の方法は大きく「自筆証書による遺言」「公正証書による遺言」「秘密証書による遺言」にわけることができます。それぞれに手続きがあり、とくに自筆証書は不備を生じやすく、もし不備があればそれは無効とされるので注意が必要です。

死亡保険金を相続税から所得税課税に

さて、ここは生命保険を活用したいものです。一般的には、保険金は受取人の固有財産である特長を生かし、ご質問者を契約者（保険料負担者）・被保険者、次女を保険金受取人として次女の取得する財産を確保することが考えられます。

しかし、ご質問者は相続税が課税されるほどの財産を所有しています。次女が保険金を受け取ることとなると、相続税計算においてそれはみなし相続財産として表に出さざるを得ず、長男や長女に知られるところとなります。そうなりますと、長男や長女から文句が出て、本来の遺産分割に影響が出るかもしれません。

ここは、死亡保険金を相続税課税から他の課税、つまり所得課税に変えることで長男や長女に知られることなく財産移転を図る方法を取ることが考えられます。

（つづく）